環海異聞

六

No 6.

ALASKA HISTORICAL
LIBRARY AND MUSEUM

OK
18
.087
1807
RARE
No. 6

1909407

ALASKA HISTORICAL
LIBRARY AND MUSEUM

環海異聞巻之六

葬禮第七

凡そ死亡の事あるいハ屍を臥さしめる様に
作りたる棺に斂るなり亡者に垢付裳(ヌイ)肢を
着せ頭(カミ)の方を高くしたる臥さしめ詰ねヲ
志る蓋をなし針(ヲギ)をおけりにしたる
志く寺へ送れ其刻限ハ朝晩此内ちにて
三度此鄭然なる時候さして家内ならびに
親類然る者等所住ひかくなりて
堂内へ棺ヲ持こしハ和尚唱へ来ありて
引等のことなるとなり甲右此事御て

上武笠 瀬崎

附添行しを親より始て蓋を取け迄
棺のおへ事亡者其口へ口をけるに
なり且其外時刻に寺へ集合せたる他人の
男女も其席に至りかのく悲したる
蠟燭を手に持て場に立ち無ひ親戚中
口を合せ早ハ其輩を始て亡者の口へ口を
合ひいつれも合しかりて棺の蓋ヲ行
メ申し事夫より墓所へ送葬せるに
一 墓所其寺へ町より余国を引それ迄したる
処に石壙穴の深サハ八尺位より一丈余ならあり
除所にも繋れども土地一体宜しき嘗氣の

若無事墓原此場所に浅深穴いくつも堀て
あり亡者何れ居施主より其穴を見て買求
る事を発するに浅深のあるにて 價に高下
あり

一 棺は利力名此ことを上は記しきれは細樹屋々
出来合いろいろあり身代柄の者は除時に須臾
し死者の身の丈と両肩の間の寸法を
見てあつらへ造らせるに

桜に外棺の製と見て甲庫去も同じ

一 棺を上書のことく舁くなり送りきれ者は
いつれも蝋燭をもちにおれ行くなり

一官位ある人の葬送は棺の上へ緒ヲ着ル而ハ
種々定ルるなりしとかん甲を冠帽子刀剣
の類をも載を行ふ

一石碑は切り石にて庭の漆石をさしくるなし
墓の上に並ぶ（此方のぬく置こ建るうみを）其表面へ横文字
の文を取付なり（字の内へ朱又金箔を入るなり）貴人は碑面其
上に其のまへる何かに持たる像をあり
付るありむ迎りに玉垣をなしまた根も
其賤人の墓の十文字に似り多く角柱を
卒堵波めのぬく建立とあり死者の
只のかたを前とし墓庭にも只のかたへ分せ

一 拜禮をとる之 雷花を手向おとしたるも後
蝋燭を立てしまふ也なり

一 寶永政十一年己未同新(キヨウ)の円小竹演吉郎次
房孔波此國其家旨にたゞさる故事にて
送ひ次棺屋にて棺を求め死骸を納め
其後葬送せり 右にいふ所の宮城
野々宮いふ也 所係墓にて送り葬埋せり
近く石を求め日本風に石塔を建 裡面に
日本国奥列仙窟牡庸郡小竹演安部房
吉郎次寶永政十一年二月廿八日七十三歳
と彫つけて書きて八同行の円なる其文字

認メ右十郎敗刻セし此節ニ至遇の墓ニ
をつくしに行門使ニ情と俗名と敗年とを
石塔ありまた享保十（文字 歴滅）年と敗年なる
石塔もあるされハ南部より漂流セし事此
地に留りしと呼りと軍の墓ニ而なれハや
枚十通前の軍の中又ハ近邊に雲右村
九平と此ニ有りまたる石塔もあり是ハ信勢
者國光右ましと同行の者なや

祭禮第八

葬埋乃後四十九日迄ハ墓ニ系しこの家門へ
僧代拓キ三七日迄讀經念　誦ニ至し此

すハさしたるもあり身分かろ或者ハ小僧とも
いふ事を若ヲ呼ひ住吉の讀經さしたるもあり
けるす初まも説あり

一 忌服といふすもそへ次所蔵にて賣買ヲ休むと
いふ様の事もそ當ら次供表家ハ人より
死別の悲嘆に堪へ事自分出行 經業を
止めて宿にこもりて居て食るすも行事
時に成りてハ働哭の降り年絶せしその
ありしをそ當せし婦人ハ別して泣中
悲嘆とせし父に別せしる者多くハ黒
懐来をなし男子なし女子のこあるものハ

早竟ハ尼となり尼ちく行之尼ちハ一ノスニラ辻
と云てイルコー「分」より七里ゆゑで隔りたるとさ
所にありてさしく居る僧死皆黒紫束なり
死刑ハ男女ともに三家ハ無縁なるしかしぬと云
捨なれども中ぐちより以上の婦人多くハ無縁
せさて又男子あ辺ハ家に初弱孫家をとり
こ子の生長を見えるに女子のこなれば子
を近く祝詫しくこ子ハ尼ちく行なり
一 毎月オレキリセンヤと云日の朝に付お酒より
おこわしく精をさ頼いいる位する仏神
のおふ記と又おれくりを組亡男の弟祭を

かゝ様なる事にや其時にちくも行ふ事僧の勤にも
なるべきなり

一 月忌ゝ年忌の吊ねんぶつも又尚しら次

一 三月の末ゝ四月の始めの頃と覚えて古代の人と蓋剣
さらねるあるを何の訳と申もとゝ先頃此時も又
嘱燭を携へ行火を照し手向るなり

一 帝業を記しさし先帝此忌日に毎月祭
礼あり忌日に覚えて所存の礼式諸国の生辰を
忌日七日前に諸人ちくに幸にて是經日禮
を唱しら次人尚ゝらハ誕生日と即位ありしを
国中の人々祝しなり

衙廳並官名職掌政治兵卒武備

第九

役所并諸皮名司職政事及足怪武備

奇之事

役所に奉行者人あり其人は市中并に近在郷中之を締り政務を司り其人は武官足怪に此者を奉職を為に鍛門は番所も有て居り下役の軍多し 是年王都より此地に有りしを書しこれ又曰ふ

めに交代次

一 此所の奉行は卫ナラヽツとふ皮なるを私故

ミなノヽヱナラウくと称するヽヤコーツカオ
ホーツカの代皮も此和のまゐりハ位階昇く
しときけり
後宮ちまに望けるみオホーツカレハミクンニノ
ニヨルといふ皮の人ヤコーツカレハホーコーニカレ
といふ皮なり此チルコーツカをヱナニウホロツ
チリ又ヱナコウニヨル」といふ皮の人あり外に
農民の方を用ふ者をアナラウタフ子
ナトル」といふ皮一員ありといふ
一 丙辰の年此地に別宮の建たし然る目
通しあるヱナラウの名ラリヲヽチヨコヘイイ

ナアキリいひしハ八年延留の男之人家にしるも
と覚甲名ハてもくるゝ覚へ次其此中アナラウ
ゴベリナトリといつる名を人と乃よびしを覚
甲又見惣本をも配せる人ハアナラウニヨル
と呼ひしも覚甲是ハ官名とかるまゝ遷
其の年王朝へ来る面き旨申し後されし
奉好の名ハニコライハイトロイチ何と称
セしかと姓ハ忘失也り
一 妻女も伴ひきたりて在前次妻なを人ハ妻
を抱ひ来しとあり国法にて妻あれハ妻
姉無るかなしし次

役所館内にも鶏度鉄炮をかさり遠り鉄炮を
オレセキヤレといふ外の玉置ハ見えず只惟百人
程ツヽ當役所へ日前館内左右二行に鉄炮を
持てあらはよく列をも詰ひて立ち番をなし
を時なりとハ用鉄炮筒先キへ徒のかさ
なるものを付ふるもあり 長崎へ寄りし歩卒
かは鉄炮都をてり
下ニ居あり

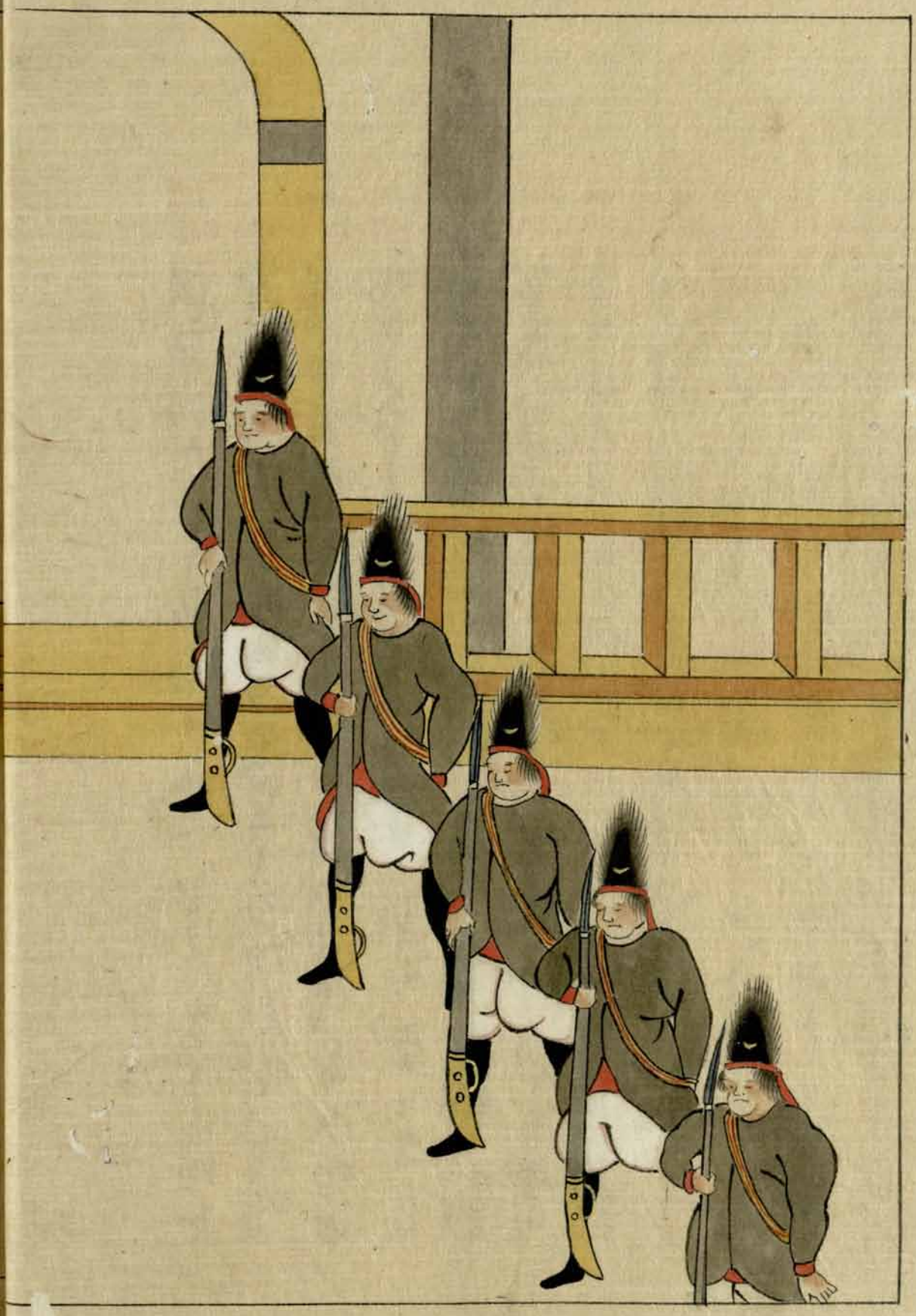

裝束も一流あり朝日の時に交代を交代の節
左右二十五人の方に於役之行列あり正しき
後始の持方一列にしゝ中肩并に足并の
等引を持ひ御も行ひ乱之さる事あり
なりしを志めて安行をかしし也過をさしは於役
指引制御を此中にカサしカしと云役人
張扇にて中之川是ハ役不々誥書し何事
ハよしに役不意思ふあ攪ハ本行の下知
御事こそをくへ寄り出役之已ゝ未不より
只恒とお方に白く交代を
本行市中巡見此義も其此後ト先ト

ALASKA HISTORICAL
LIBRARY AND MUSEUM

此諸国の役へ附き従ふ（是足軽ヨリハおし宜役と云申）
日々如此の出勤退出の交代行列厳勢々
言ふ甚だ派なる事也

光太史曰カサーカハ役所の小をなり諸国の役の
者ハカブンといふ足軽者上等也カサーカと云
へしいお遠せるとも

一 此地少く役人ハ家国の警古なり此國隆々を
輪ん甚輪此内へ足をそれ跟（カント）の所にて国此
横報をあしらへてを退節にしたれば
まなり

王都ハ処々に馬場あるべし鞍立馬也

誓古專ら有之又車を牽とる事の訓
しかるの誓古あるをもいんなり

一役所の中平地の上に大日 晷 仕懸 之通り
奉行毎月四度 從一ト七日 此初々オレキリセン
ヤとゝ日に想所中を巡見候車馬に 騎り
六疋に牽て 騎馬 此アサーカ 讀ト 先へ「四人之
光ち夫日此騎馬ハアテウタニ」とゝ後人
なり又 吹き遣ひなる事しとも
足輕ハ鉄炮を御のめく持行列申し 供次
相之 腰に 釵を帯ひらる者も見事日暫相合
二十人計りなるとも通行の節ハ往来の人

孤へ序有ゆるなり

一 町内出火あれハ奉行も二十場所ニ出て行列右の如し火消生外の者も其火事場に入ざる者ハ左右前後の市戸をメ切り前へ出さ次ニ例に足軽番を有金門あれハ役人揚高しく火消の外居勉る者をしてゆく火を消さしむ

火消乃具ハ竜吐水に長き皮袋のつきたる物なり下此袋をかゝあるに石にむし車を廻し吸ひあけて袋よりまぢさ出次図下ニ

アルヲ

本造りの家井桁の如く組上げ多る木の長さ
に引かけ主家を崩し破しさく火を防ぐ為也
もあり国下に天甲
大災(クワザイ)は石屋にはなし本造りの家に出る多
くは竈の所より出つ其時は上下悪迫り
自然と火気にて焦敗せるを手入れ造
りなとしく火入りなけ出候之の多しと
以上個消し(年の事)如き事へ救新に及ぶ事な
所火といふ事を出し以自火のことなり

龍吐水小皮袋を
つまるゝ火消る具
和藥にてハ是を
ブランドズ
ホイトしと云

本造りの家横木へ
引かけ取扱ひる具

熱國中へ觸後次至き事ゆゑ王都より
元御方来ありしハ是而この府下にて古鼓ヲ打
吹次左辺に居住の者ゆゑ此しらせに府下に
集ふ事なりこと書きろひ多ゆ而にゆゑ申し
せたるゆゑ
足恒町ハ熱町を離れ其里斗り昭ゆゑ
而こゝに居ゆゑ足恒町をカザルコレといふイルコーツカ
の地には千八百人ありとあるゆゑ五人三人ハ王府
より下りて町宿に居住するものも又有
足恒をルサウダレといふ足恒のものかしも
北雷の節を其の住居所にて領袍者

一歳

一 警古は是れ万れ警古れこなし以テ徳地
者持ちて行義を立附属也時又立行の行列
皆肩なこを掛ひ足なこ様を誇く又笛先
一 小掛ひを退出威なし正なこち
なし如る事ハ此警古なり各しれ確
とて事し経行を見玉おもあるへ

一 町家を離るゝ事さいしくなるに嫡妻あり

一 此船小大笛教授を立て笛口のさし流し
其尺已六寸也其尺位ありこをある船の教を
幾百といふ教を知し以こなし車ハ載せて
ありふ事のなり也且立る時ハ何方へ引也し

行なし柏子仕懸置其れをのさん事諸丸を
数くと其傍に使て置けり一ヶ月一度ツヽ山ヲ
常にしく筒拂をなしく蔵め置けり

一 彼方石火矢の造る方を学しに銑(ヅク)に諸を
交せる作るを宜しとせるなし是用
いくつ至て利りあり銑にて製し多る
石火矢是業遍火我放ちても割れ換る
事なし諸作りする作りしるは三口度
用ゆるは諸在りて後用之次といふまた
洞式は青銅の事も製せるなるものあり但
西品にて作れるはなし用いくつ放し

四放しに当れハ忽ち用かゝめさやしになるゝ
洗といふ物ハ碎ハまくに形となる是に洗ヲ変セ
化るときは等しく割ていて事故に是也
ちく宮上とまれなり
此余の可ゆく作る事のハ割れてゐる事多と
いふなくも既に黄銅の筒竹を割らるやうに
其事に是割れてゐる物をひんせんまて事の
可ゆ為さしとおもふ之絶えた程の事なきと
此度も諸へ来りし仕義此程も数多此
大筒を私中に使へ海中の用ひに来し事
よし等へ来るに大造なる物数事の海程に

ふる横のせ雑し右みいふ洗ニ洗ヲませ化とる
大砲数挺を持来ひり是ハ形も小み数と
数なりれども安ニ用ひて横也次丈夫にて
利ハ用よりしきかこしきるの用ひなり
ときけり鉄砲石火矢何れも此地にて割ひて
そのや化ひる而をみ更次

足軽宛行

本夏 七貫六百目 是を彼国の辞にて。ツートテレチサヽセシヽボントレといふ

一 挽割麦四百目 此二而紙に亜しそ九枚とある

繻半 壱ヶ年に弐ツ

ボロケ　是ハ麻布にて作り股引のトタにもちゐる

沓　貳足

上着　たき屋にて作り袖有し此羽織之三ヶ年ニ
　　を交

股引　三年に夏冬の品両交

町此門にコロシニチレといふ役人を人ゆり　町年寄と
　　いふ者と見ゆ

當時在前の人の名　オレキサンダラハナシイテコン
　　タラトブといふ

此役人毎日市中を巡んしてハ非常ヲ警む故
商物に想ひて其所に役所より時の長場ヲ与て

かかるゝ事なり其相ハ手代に遣る不法ニ付
のすありやなき事を吟味せるゝ其上にて奉行
ハ毎月七値の初の日ことに七日〳〵の定日両町中巡検せられなり
魯西亜官職の名目先年松前人共
紀聞せしゆなる故ある人不指しなり
かゝるゝ讀さかせしに其詳なるすハ
無一頃と云ても名目ハいつもしも望えく
其称にて称唯の遣あるハ傳聞此誤り
なる事しとひしにより彼等臆記也
不ことに再検しまた讀詞をもなせり俸
祿の給銀ハ光太史話説より補入頃

一 アナラウ フヱリト ニルシヤウ 銀五萬枚

一 ヱナラウ アンセウ 大舶ヲ司ル官国王大子位ニ同シト云 同貳万五千枚

一 ヱナラウ ニヨル 同壱萬枚

「兵士を是配する官職の様に変申

一 ペルカゼウ 同八百枚

一 ポトコーニカ 同七百枚

一 ポツ ボコーニカ 同六百五十枚

一 シクシテ ニヨル

一 ヒタメル ニヨール 仝 四百五十枚

月ニ四度役所ニ出勤

一 カビタン 仝 三百六十枚

一 ボロツチク 仝 三百枚

一 ボーボロー子ク 弟義此王都ニ為ル度ニ進ム者ニ被帰ル是迄とハ大ニ変レリ 仝 貳百七十五枚

一 クニボツシキ 仝 貳百七十五枚

一 クヽラボツシキ 仝 二百五十枚

ALASKA HISTORICAL
LIBRARY AND MUSEUM

一 センザント

一 ツイーンゼノアキリチユリ

一 オンデレアフゼン　此役ヨリ昇進ハ成されハヘレヘイベ」と なる

一 カブテナルモリ

一 カブラン

一 サウグアリヲグニノ　[illegible]　足軽

一 カサーカ　騎馬北役

一 ニトロス

一 ホロウホース　私ニ消

一 ヘトルニルシヤウ　此宦ヨリ軍大将を撰ふといふ

一 ブラボルシチーヱカ」ボーボロチク」ポローナク」クベタン」

此四宦をオンベテ ヲヒツーアラ」といふ

セクテ「ニヨル」ビクメル「ニヨル」ボートボーコー
ニカ」ボーローニカ」此四宦ヲ シターボ ヲ
ヒツアラ」といふヱヲラウアン「ワ アレクサン
ドロオロ「ノウイニ ウヲロンヅヲフ
是ハ諸国ヨリ漂流し来るものを司ハ宦人

あり

光太史日異國人ハ取扱ふ役所をイノスランノコレンギ」といふ光太史ヘトルブルカに至りし時在勤の人をアレクサントルオロニノウイナウラロンゾクガラフ」といひ居るしおにいふ所ハ此人者半ち知る事

一ベトルブルカ此都下にアノスケヌヽコレンケ」といふ役所あり（帰当せしリコニンヅラ」の館のちかさ所にあり）

アノスタスーハ外國といふ夏コレンケ」ハ役所をといふると等事此紙大役所ハ知る事して

外國ヨリ来りし者を取扱ひ其れ人〳〵の諸般
ものゝ取次をなし此國通用さし来七十七ヶ國の
通詞を此所にをきて事ゝ通詞もあるよし之有て他國より
人々之衣服飲食をも与み此役所にて仕出し
与ふるよし
七十七ヶ國をつくれの國々ニてや悉し〳〵異國人
此地ニ當る者を取扱ひ役所ニて漂流し来る
のこる分もいかなるにハ此役國王へ見るへし年〳〵
ある由し
若何事にても合の目利役用向の役の私
年経り新ニいろ〳〵事書し而も持ちて仕合
へ目利役新製し為此役所へさしてれ為も此
私ハ仕立師もある故諸々衣服其外すへて調え
仕立中に於る者も之と此方申ためにに引連されれ

紫円の人とまふこと役所に行ふるに左舘此
役人（名を等項他国者れの人なるといふ）
（あとなる寛丁寧なる人物なりき）いつまでも一向
（ソコタテ）你帯をとらず頃しく住訓ぬ夷國にあるまで唯々
不自由なる事（ガチ）勝れる面し即ち他国（ヨリ）まる（ア）
住まるとの故なりしと思ひ居しるとなり此度
其園風の衣彼住立方乃命あり各其物の
寸尺取しせられの衣彼をいげ（れ）の所大幅に
裁ゆ（ウ）さるまでさ行ひ居て寸尺とも頃面し
小々挟りれば其目をあるくまで後にとり覆
るもかしがたし大きなる方に住立意ハ又
めり様とも形るとの人様と熟に申せまり

此役所へ初めて衣服のゆさをけす人をも出を
仕立也其所の者ハ其所を都合あるを行なり
治、羽織、帯之品出来なるを此所ハ其事をもて清めん
をも願なり
其所ハ源斉家と出し振舞はしなり
是ハ其所ハ陶帆前王都にるのすなれ其
役所の名のすゆせしに付此ハ所記
せり

一 大官にセナトル」といふ名あり玉相ともいふ面を
官職とつゝ中都府に六員なり其人相呼ふ
ともハセナトル数人を呼ふ時ハセナトツケと
いふなるを其中ガラフ」といふ称号を下す

連て祢祢とも人なり是ハ格別のすと此事
カラフハ侯爵 王都にて漂流人取扱の係し我
とふすれ。
せしハセナトルの内にてガラフの称なり リユ
コンゾフガラフと人に呼ぶ事

光吉史高見し此異国人取扱命家役
人の名をもおれしり又役家の名光吉史
ハ知ず小名稍に遠て光吉史の稿記
しまるとの正名なる事なり
光太史往年臆記しまる彼国皮階
の御身紀なりを補録してお説の参
考と云

カサードカ 役所の名也

セリザント 士官中トコロノ山官ヲ云ト有を
今何と云官ニ昇りし云や

シフボンキ 士のれより事なり
帯刀を許さる

ボボローチク ボハ半の
事なり

カピタン 二疋馬ニて牽せる
車ニのるなり

ミタンテニヨル車ニる曰し
扱ハ緋羅紗
ヌ毛色天鵞
織の縁ヲ付ル

ビソメルニヨル 是馬前黄羅紗の服緋羅紗の
縁を付し

ホーホーコーニカナーコーニカ ドクトル医官也
此官なり

ヤンセイフヒリアセイフ 此官ハ足ニて旅をなも
ふ急き部なり

醫官ハ四等有リ第一トクトル（ホーコーニカ官なり）
第二シクブシツカリニヨルフ官之第三レーカ
レ（カビタン官之）ボローチク第四ボ（半）レトカレ　ヱ
ナラーニヨル　ヱナラウホロツテク（是ハ六疋ニ分ル）
（大名の部なり）ヱナラウ　アンセフ　服ハ多色ニ多色赤
黄色も有リ　ヱナラウヘールトニルシヤウ
此高官ハ人三員ある様を世々小する大名
ハ二十壱人有リ是をキニアージイと云
ナリシキンと云ハ御三家ともいふ面を考之
ムスクワ（舊都の留る居）城内ハ此内そ初む

刑獄第十

刑ハ往古ハいかゝ事や今ハ大辟（サイ）といふ事なし皆
笞刑（タヽキ）あり但罪の軽重に事ハ方ハ強弱枝数
のゝ多少あり市中夫店ある所と小店ある所の
前ある所人迎ふ所に仕立場あり仕立者の
あるハ古鞍をおたまはしてゝ四方にさしてせる
なりまた人影を殺りてゝ又相次軽罪ハ
伏（ウツブ）臥にしてゝ其罪の笞にしてゝ何十枝と
定あるまゝ多くさ放しにあり重罪
の者ハ禁柱といふ事のものに咎人を裸體（ニツハタカ）に
しくゝ手足を縛りつけおき頭ハ平りかゝえん
おき背より里紙（ハキバウ）優くうけおありこれ者ハ

午此皮を細々裁ちて紐となしあるその
を様に結ばたる物にて其様紐を
おきかおほ様を把りて紐を跨の門へ川辺
並ぶ見ましく其體におきかける須
くおほ隠ひ皮肉裂ケ爛き痛ミ苦み
堪へ其呻號さるなくおき事數度に及へ
其此皮紐屈ましの事なれど弱ク成る此時
新しきあるを傍より取替るなり元来此皮
紐は麁き皮にて作りたるなり故裁口の所
さしくしたるなる如之めに救遍おしとる
にしたりて血縁を流れ出り

雪中此刑を行ふをみたりしに其迫り救ふの
積雪なりに涙なれ
衆人のちしハ喜ぶるも如其頃之亂絶も
ゑ事ハ相手なれしハ志ずしくなりめ保苦せめ
又所をかつて大店者前の仕事場へ
連れ行（仕事のたし然ハ小店の事なり）と語ひると笑ふ又右衛
めからみたりし両処事早く後又樹屋者
おまと前法のめくなりといふ是重罪の者
になりなり（主殺親教廣（ニセ）金（カネ）をひ押込強盗の類なり）され事強き
責ふとおの殺にもあるといふ此責ふと死
ぬなりしハ死しくをといふまひとき おう方

たりと雖但頒(ゲビハネテ)ふ即時に生を害せぬといふ迄
なり右新合三度に及び末夕死に至らさる
者ハ厚キ剪刀の如キ乃具をもて其罪人
の厨竈を両側ヨリ押切り殺に金山へ放逐(ハウチク)
さるなるも其金山悪ミなし次を至る也
僻去嶌に至る迄末夕開かさる和を冥人と
さるに土地へ追ひ下しあらさるに其費
さるの上役まもあつるといふ此止白里
の地方なでのみのみ知らはしハ多くハ
新方よりも追ひ下し咎人ともにとりひく
うせし諸地なりしとなり此笞刑(ベンケイ)の後を

流刑の意味もあるなりむかしくこれを流の地
ふたゝこれ人志を改めぬれとひ罪ヲ償ひ
おせさるものもありといふイルカーツカ清ト尚
中王朝の方ヨリ北奥僻遠の地へ放逐し
咎人ともありとて三千人程を通ぶる程
ミタリ
遠路不便なる山中なれハ往来を造
らさると雪ヲ入る程ハオホーツカよりヤコ
ーツカとの嶮難の山路を通行ようしき様
まもありしかも是皆イルコーツカ云ふ
ん雪しるふ事ともなり

一獄屋をたてんしるふかたしかぬハ

志るゝものゝ知ら以外に固ハ古き九木柱ヲ立
なしへぬきを通し四方より見えもつぬよふに
嚴重堅固に建るものゝ空房をオストロカ
とふ

錢貨茅拾壹

錢貨ハ通用金銀泉（セン）貨（カネ）なり錢といふ其形方
孔の物なりと俗へハおもふ通り錢も支那
日本此外國にハ中央に孔を穿ひ有し
唯形にしたゞ両面に錢文を有ひ此なり
其文を公明にて見れ通し
彼國此錢貨通用此事なしひに形物等此事
いまだ詳細たる事なし（まだ）嘆も学ひ居るまし

畧記ハ

組寫するものと雖も右話説に參へ考へるハ

大畧をおゝ得し故に再寫す

當十錢

中央ハ女帝ヱ。

カラリナの記号

左右にフーポリと云歟

拙ニ和菓ノ者ニハデンテカ」スデンニン〃ケル」と云其説言コ」魯西亜ノ銭ニメ和菓ノ「半」「フストイヘル」ニアタル「ストイヘル」ハ重ニ分アル小銀銭ナリ

紙銭 もがき 洗れ

オセギナツサイ」といふ青白赤三色の紙れ有り其紙をまゝかしつ重しい辺りに横文字すきさらくる是祇にハ有り不の官氏のなりその紙の表一面にハ横文字出つゝ称てあり

青赤　長サ五寸　横三寸程なり

白　長サ七寸　横三寸程なり

青札　銀五枚　赤札七銀五枚　札ハ銀貳拾

ビヤーテコツベイカ　銀錢壹枚を銅錢五枚ニ而換

ビヤーテ」五なり

ゼイセツコウベイカ　同壹枚を銅錢拾枚ニ而換

ゼイセツ」ハ拾なり右銀錢拾枚（ヨリハ）ヲ稍大（スコシヲヽキ）之

ビヤーテナツ」フツベイカ同壹枚を銅錢拾五枚ニ而換

ビヤーテナツゼ」ハ拾五之

ドワウナイコツベイカ同壹枚を銅錢貳十五枚ニ而換

ドソツザイ」ハ　貳拾之　此錢ハ又頗大也

トツサツサイビヤ五ーテコウベイカ　同壱枚を銅
貳十五枚に換申
ホキイナアヌ「ヘツナシヤウ「コツベイ」同
壱枚を銀錢五十枚に換申
女帝ヱ。カチリナレの像此なる銀錢壱
枚を以ベツテシヤツコツベイカ貳枚を以て
加申候前に云ひ如く銀此位にて
[illegible]
コツヘイカ銅錢
ゼニ[illegible]　同コツベイ壱枚の半ふに通用候

上白ニ地方ニ通用する銅錢ハいしボリし
貂の形をはく止白里地方とは加山より東小
カミシヤツしツカ迄ハ多なるガ（加山）サニよりムスクソ
の方へハ是（小）の錢通用也（按ニ貂ハシヒソの地乃名産として他邦にする）
田へ（おや）セリブロ銀錢家國志有鐐武珠判ニ收
より同方ニし重し當今志代ニ造れるハ
稍々小ク志て我貳朱判ニ收程ニあまりて通
用次銅錢百貳十枚ニて換ノ甲
エヽカテリナ先立女帝の像を鑄なるセリ
フロ」ハ銅錢百三拾枚ニて換甲又百五十枚百
八拾枚位ニ至るも云甲數あり今代造ルよりハ

目方重く銀の位宜しき故にや其中ナの有
るから銀ハ形大にして事價も貴し
ソーロートー金錢○大さ是程にして
我歩利よりおし輕し八分五厘もある事し
となり右の銀四百枚を以て此金錢壹枚に
かゆるなり
壹枚に而五分ヨリ壹文貳文五文拾文是を
のたさく厚サ
壹分余
にあてきふ銀一枚にとりかゆるにハ
百三十枚にあらされバ換つ次人
銀錢を此方より出し事洞術に
うつゝ、ゝゝ商人も兩替屋も百枚に兩替

さらに[illegible]あり

凡ゝ止白里地方ハ銅錢とのミ通用す 銀銭次に載す

銅銭ハ貳貫五百枚ツヽ布ニ袋へのせて並あり

是ハ拾貫を四ツ一ツにしたる割合なり我方にて

五貫まるきに波並の意ある事

ストールブリイ拾貫ストハ百なり百ツヽ百と

いふ事あり

ドツツゼ ヒヤジウルリイ 貳貫五百トワツビ

レハ百ツヽ二十といふすビヤシウルフリイレハ五百

といふ事之

左に記するハ寛政初年伊勢舟夫小市

魯西亜國より歸朝者時常來り彼
國泉賃者圖あり周圍の横文字并に
錢文者図状者に不用意にて寫せる物
といへたるを分明を得ず然れどもこれ彼
の諸賃の大圖をもとめ置しのみ般仙
堂の漂民携へ帰る者ハ書かぢ御廳
に召しよりもいふるに及ばれ者
通用金銀銅諸錢乃半向に忘して
話説せるを右の如し此諸品粗寫
せるものといへども右話説に參へ考
へるは大略を知る事し故に此に

永写さて

五枚より五十枚まゝあり

此銀錢ハ此白里地方のミ通用ニ用ひ故を辺ニ

住者ハ此れに御ハ摺通し目あるまゝにしとの大

商両替屋等みてハたとへ裂け多く物ても

あ所雙へてくゝ約束さく合ハ即ちとるゝ

ブラーツケ イルコトツカを侍士長の民之 なるハぬしく れ長

遠ふてもとし次賣物代ホを請取ても左ニ方

右を請ふり擔ひ つゝけて持ゆるなり 雅民ハ何度も

同し 擔之

此れを奨造するそのまゝ刑に行なるゝ
者もおゝ〳〵ゆりとり

環海異聞巻之六終

ALASKA HISTORICAL
LIBRARY AND MUSEUM